

オホーツク放射線技師会規約

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、オホーツク放射線技師会と称す。

- 2 北見地区、網走地区、紋別地区の3地区制とし、事務局は会長が指定する施設内に設置する。

(目的)

第2条 本会は、会員の職業倫理の高揚及び診療放射線技術の向上発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事項を行う。

- (1) 会員の職業倫理の高揚に関すること。
- (2) 放射線技術の向上発展に関すること。
- (3) 会員の資質向上に関すること。
- (4) 会員の福利厚生及び親睦に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は次の会員で構成する。

- 2 オホーツク総合振興局内に在住する診療放射線技師及び診療X線技師で構成する。
- 3 北海道放射線技師会に入会することを原則とする。

第3章 役 員

(役員)

第5条 本会の事業を運営するため次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 理 事 7～9 名
- (4) 監 事 1 名

(役員を選出区分)

第6条 本会の会長、副会長は、総会において会員の中から選挙により決める。

- 2 その他の役員は、会長が任命する。

(会長及び副会長、理事の職務)

第7条 会長は本会を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 3 理事は役員会を組織し、本会の運営に当たるものとする。

(監事の職務)

第8条 監事は本会の会計及び事業の監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。

- 2 役員に欠員を生じたときは、役員会が会員の中から補充する。補充された役員任期は前任者の残存期間とする。
- 3 増員により選任された者の任期は、他の在任者の残存期間と同一とする。

(顧問)

第10条 本会は、役員のほか顧問を若干名置くことができる。

- (1) 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずるものとする。

第4章 会 議

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第12条 総会は、出席した会員をもって構成する。

2 総会は、定期総会と臨時総会とに分け、会長がこれを召集する。

3 定期総会は、毎年4月に招集する。

4 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき又は、会員の五分の一以上の開会要求があったときにこれを召集する。

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

2 役員会は、会長が必要の都度これを召集する。

(総会附議事項)

第14条 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改廃

(2) 予算及び事業計画

(3) 決算

(4) その他会長が必要と認めた事項

(役員会の附議事項)

第15条 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 内規の制定及び改廃

(3) 事業計画の変更・事業の決定及び予算の補正

(4) その他会長が必要と認めた事項

(総会の決定)

第16条 総会及び臨時総会は、会員の過半数の出席で成立する。

2 総会に出席できない会員は、書面により他の会員に委任することができる。

この場合、委任状を提出したものは総会に出席したものとみなす。

(議長)

第17条 会議の議長は、総会にあっては会員から互選する。

(議決)

第18条 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決める。

(会費)

第19条 会員は、毎年会費を納入しなければならない。

第5章 会 計

(収入)

第20条 本会の運営に要する経費は、会費及び負担金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第6章 補 則

(委任)

第22条 この規約施行について必要な事項は、会長及び役員会が定める。

附則 本規約は北海道放射線技師会の定款変更の認可の日（2010年5月23日）から施行する。

(改正)

- ・2019年4月6日 第2章第4条2 (会員所属地域の名称変更)
(旧) 網走支庁管内→(新) オホーツク総合振興局内
- ・2020年4月24日 第1章第1条2 (事務局の設置)
(旧) 各地区に事務局を置く→(新) 事務局は会長が指定する施設内に設置する。
- ・2020年4月24日 第3章第5条 (副会長、理事の各地域からの選出を廃止)
(理事の増員 6名→7名)
- ・2021年4月10日 第3章第5条 (理事の増員 7名→7~9名)
- ・2021年4月10日 第3章第9条 (増員による理事の任期を追加)
- ・2021年4月10日 第4章第16条 (議長への委任を廃止)

オホーツク放射線技師会内規

第1章 目的

(目的)

第1条 本規約の各章並びに各条の運営を円熟ならしめるために定める。

第2章 地区制

(地区制)

第2条 北見地区、網走地区、紋別地区を次のとおり定める。

(1) 北見地区：北見市、訓子府町、置戸町

(2) 網走地区：網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、佐呂間町

(3) 紋別地区：紋別市、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町

第3章 慶弔及び福利厚生規定

(慶弔)

第3条 本会の事業に必要な事項を次のとおり定める。

(1) 会員が結婚したとき。

祝電

(2) 会員が死亡したとき。

香典壱万円・生花・弔電

(3) 会員の配偶者が死亡したとき。

弔電

(4) 会員の親及び同居している親族が死亡したとき。

弔電

(5) この規定に定めるほか、必要な事項は会長が役員会にはかり定める。

2 前項を適切に運営するため、これらの事例の発生を知りえた会員は速やかに会長に連絡しその指示を受けること。会長は必要に応じて会員に通知伝達すると共に適切に対処する。

第4章 選挙規定

(選挙)

第4条 本会を適切に運営するために選挙管理委員会を設ける。

第5章 表彰規定

(表彰)

第5条 本会の目的に達成に著しい功績があった者の表彰に関し必要な事項を定める。

- (1) 表彰の種類及び受賞者の選考は役員会において決定する。
- (2) 表彰は定期総会において行うものとする。
- (3) この規定を定めるほか、必要な事項は会長が役員会にはかり定める。

第6章 旅費規定

(旅費)

第6条 本会の役員、会員が会務のために要する旅費及び日当、保険に要する額について役員会が定めるものを支給する。

(1) 旅費

以下の項目に関して選出会員1名あたり、旅費5,000円を支給する。

ただし、北海道放射線技師会新年交礼会参加者には参加費実費分を加算する。

- ①北海道放射線技師会定期総会
- ②北海道放射線技師会支部代表者会議
- ③ふらっと会世話人会
- ④その他、役員会で定めるもの

(2) 交通費

以下の項目に関して会員1名あたり、勤務先市町村から開催市町村（中心部の駅、バス停）へ最安となる公共交通機関の往復分運賃に相当する額を支給する。ただし、市町村合併等により中心部から著しく離れている場合は、旧市町村役所（役場）または支所所在地を基準として計算する。

- ①役員会
- ②会計監査
- ③その他、役員会で定めるもの

(3) 日当

以下の項目に関して会員1名あたり、日当1,000円を支給する。

- ①役員会
- ②会計監査

③その他、役員会で定めるもの

第7章 名誉会員

(名誉会員)

第7条 本会に名誉会員をおくことができる。

(1) 名誉会員は、役員会の選考を経たうえ総会の承認を得たものとする。

第8章 新入会員及び退会

(新入会員及び退会)

第8条 本会に次の事項を定める。

(1) 新入会員

北海道放射線技師会に入会申請を行い、役員会の承認を得たものとする。

(2) 退会

北海道放射線技師会から退会または会員資格停止の通達があったとき。会費を2年間未納の者は、本会の会員資格を停止する。

(3) 再入会

北海道放射線技師会から再入会を認められたものについては、当会への再入会を許可する。

会費未納により当会の会員資格を停止されたものが再入会する場合は、未納分の会費を徴収する。

第9章 収 入

(会費)

第9条 会員は次により会費を納めなければならない。

- (1) 会員は年会費3,000円を納める。
- (2) 9月以降に入会した会員は、その年度会費の半額を納める。
- (3) 会の運営に支障があるときは、総会で会費の変更ができるものとする。

第10章 委 任

(委任)

第10条 本内規の施行についての必要な事項は、役員会が決定し会長がこれを定める。

附則 本内規は北海道放射線技師会の定款変更の認可の日（2010年5月23日）から施行する。

(改正)

- ・2019年4月6日 第2章第3条(2)（上湧別町を削除）
- 第6章第6条（旅費規程の細則を追加）
- 第8章第8条(3)（再入会を追加）

役員選挙規定

第1条 役員選挙は規約第3章6条に基づき、この規定によって行う。

- (1) 役員選挙のために、選挙管理委員会を設ける。
- (2) 選挙管理委員会は選挙管理委員3名を持って構成し、委員長は互選とする。
- (3) 委員の選出はあらかじめ役員会の承認を得るものとし、委員の任免は会長がこれを行う。
- (4) 委員の任期は次期委員の成立までとする。

第2条 選挙管理委員会は次の事務を行う。

- (1) 選挙の告示。
- (2) 役員の上候補届けの受理、資格審査及び立候補者氏名の発表。
- (3) 投票及び開票の管理と当選の確認。
- (4) 選挙結果を総会に報告する。
- (5) その他選挙管理に必要な事項。

第3条 会長、副会長に立候補しようとする者は総会前までに選挙管理委員会に届出なければならない。

- (1) 選挙は立候補届のあった者について総会出席会員の無記名投票により行い、会長は、単記、副会長については連記制とする。
- (2) 選挙は高点順とし、同得点の場合は決選投票とする。

付 則

- (1) この規定の改定は総会にて行う。
- (2) この規定は北海道放射線技師会の定款変更の認可の日（2010年5月23日）から施行する。

表彰規定

第1条 この規定は内規第4章第5条、並びに本会の目的達成に著しい功績があった者の表彰に必要な事項を定める。

第2条 表彰の種類

- (1) 功労賞
- (2) 研究奨励
- (3) その他委員会が決定した賞

第3条 表彰の基準

- (1) 学術に関する発表で優秀な者
- (2) 永年にわたって職務に精励し地域住民の福祉に著しい貢献のあった者
- (3) 本会の発展に関して功績のあった者
- (4) 独創性のある研究をする者、長年にわたり学術的研究を継続する者及びそのグループ
- (5) 表彰の種類は委員会において決める

第4条 審査請求は役員会及び会員の推薦により行う。

第5条 表彰の診査は次にあげる者によって行われ、その会議を表彰委員会という。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 名誉会員
- (4) その他会長が委嘱する者

第6条 表彰は総会の席上に於いて行う。

第7条 表彰の基金は次のものをもってあてる。

- (1) 事業基金
- (2) その他

第8条 この規定に定めるものの他、必要な事項は役員会の決定による。

附 則

- (1) この規定の改定は総会にて行う。
- (2) この規定は北海道放射線技師会の定款変更の認可の日（2010年5月23日）から施行する。

ZOOMアカウント共同利用規定

第1条 本規定はオホーツク放射線技師会におけるZOOMアカウントの共同利用方法について規定するものである。

第2条 ZOOMアカウントの管理責任者、およびこの規定の管理責任はオホーツク放射線技師会会長（以下、会長）とする。

第3条 ZOOMアカウントを利用できるのは下記の条件を満たすこととする。

- (1) オホーツク放射線技師会会員であること
- (2) 代表者等に過年度の会費未納がないこと
- (3) 内容は放射線技術の向上発展に関するもの、又は会員の資質向上に寄与するものであること
- (4) あらかじめ利用申請を提出し、会長の承認を得ること

第4条 アカウントの使用を希望するものは下記の手順で申請を行う。

- (1) 申請者は、会長に使用日時と使用目的をメールもしくは直接連絡する
- (2) 会長はアカウント管理者を任命する
- (3) アカウント管理者は日程に重複がないか確認し、会長が許可の可否を決定する
- (4) アカウント管理者はミーティングID・パスワードを取得し申請者に連絡する

第5条 留意事項

- (1) 申請者は取得したメールアドレス・ミーティングID・パスワード等の情報を関係者以外に流出することが無いよう十分注意する
- (2) 参加者にはミーティングID・パスワードのみを配信する。（メール等で関係者のみに共有）
- (3) 研修会等は時間内で行い、終了後は必ずサインアウトする
- (4) 個人情報の流出・著作権に関わる事柄の管理に注意し参加者にも注意喚起する
- (5) 申請者（主催者）が用いるパソコンのセキュリティ管理が十分であること
- (6) ZOOM規約に反する会合、公序良俗に反する会合、私的利益の追求はしないこと

第6条 免責事項

- (1) ZOOM規約に反する利用について賠償等の請求・訴求があった場合
- (2) 電気通信その他のインフラ事情に起因する通信の途切れ等
- (3) その他会長・アカウント管理者が予測予期できない事故、事情による損害